

第 15 回市民活動推進審議会 議事録

日時 平成 23 年 1 月 25 日（火） 16 時～17 時 30 分

場所 大阪市役所 地下階 第 8 共通会議室

出席委員（委員・五十音順）

有田委員 楠委員 早瀬委員 松浦委員 矢田貝委員 山田委員

本市出席者

市民局長 安全・市民活動担当部長 市民活動担当課長 市民活動担当課長代理

市民活動担当係長

《傍聴状況》0 名

《当日資料》資料 1～4

●開会

（資料の確認）

（山内会長がご欠席のため、早瀬会長代理により審議進行）

（早瀬会長代理）

12 月 17 日に開催しました審議会の中で議論しました「市民活動推進拠点のあり方に対する基本的な考え方」についてワーキング部会にて修正のうえ、提言案としてまとめていただいております。もう一方、大阪市協働指針【実践編】をパブリックコメントにかけていくため、【実践編】の素案をまとめております。

本日は、この二つの議案について、審議を進めてまいりたいと思います。それぞれのワーキング部会の皆さまについては、お忙しいなか、度々ご検討いただいております、ありがとうございます。

では、最初に大阪市協働指針【実践編】の素案につきまして、事務局のほうからご説明をお願いします。

（市民活動担当課長）

前回の審議会で大阪市協働指針【実践編】の中間とりまとめをいただきまして、私どものほうで庁内の関係部署と調整を行い、いくつかの指摘や意見を受け、意見を反映してまいりました。資料 1 に、意見等をまとめておりますが、指針策定ワーキング部会のリーダーの早瀬会長代理などにもご意見をいただき、また、委員の皆さまにもメール等でご報告しながら進めてまいりました。この間大変錯綜しておりましたことをご詫び申し上げます。

内容につきましては、ワーキングのリーダーよりお願いしたいと思っておりますが、特に資料 1 の 1 番の【実践編】という言葉につきましては、特に庁内で職員が感じている【実践編】のイメージとこの指針で整理していただいているイメージの補完をする必要があるというようなことも指摘されておまして、副題をつけて表現させていただきました。

それと 8 番の全庁的な協働推進体制において行う取り組みはどのようなものかといった

ことも3項目を立てて説明しております。時間が許す限り、わかりやすくなるような要素を取り入れていければと思っております。

(早瀬会長代理)

今のご説明に対してご質問等ありますでしょうか。後でご質問いただいても結構ですのでよろしくお願いいたします。

それでは、指針の素案について私のほうから説明し、それを受けて資料1の補整箇所と資料2を照らし合わせながら進めていきたいと思っております。

課長からもご説明がありましたとおり、前回の【基本編】のときは庁内のご意見は特になかったと思うのですが、今回【実践編】となると関心が違うようで、随分ご意見をいただいております。

まず一つはタイトルを「大阪市協働指針【実践編】」としていて、サブタイトルがついていなかったのですが、ここにサブタイトルとして「協働事業のプロセスと進め方の留意事項」といったサブタイトルが入りました。表題の【実践編】というのを取ったほうがいいのではないかというご意見もあったのですが、指針【基本編】で【実践編】を出すと明記しておりますので、【実践編】を取るということは難しいのではないかということもあって、説明的にサブタイトルを付けさせていただきました。一つはタイトルそのものについてご意見をいただきたいと思っております。

それから、「はじめに」のページですが、前の文章ではバージョンアップしていくというような表現があったのですが、この審議会の中で何度も指針について議論して詰めていくということではありませんし、庁内の中でも一般的には指針というのは改訂していくようなことはないので、指針を元にいろいろな取組みを進めていくことがわかるように記載しております。下の網かけの部分については、バージョンアップという表現を取って説明しております。

次に2ページ目の部分ですが、ここは文章を【基本編】から引用して【実践編】で整理して、指針が目指すものといったことを説明しております。特に庁内からのご意見のなかで議論になったのは、【実践編】が委託契約を締結する協働が中心になっているという点で、地縁団体との取組みなどは、行政協力依頼といったことから始まることもあります。特に区役所における協働は委託契約ベースで進むことだけではないので、そのことを考えると、この指針の利用の限定というか、この指針に関しては委託契約がベースになっているけれど、そうでないものもありますよということも踏まえて2ページにまとめております。

6ページのところでなぜ協働という手法を取るのかということについて、以前からご意見がありましたが、①②③と列記しております。

11ページは大分変更しました。実は【基本編】で6つの原則を明記していたのですが、ここでは順番を入れ替えています。最初は(1)(2)…としていたのをラテン数字にしているのと、文章だけだったので各章のどこに連動しているのかということを示しました。確か【基本編】では委託のことが最初になっていたと思うのですが、先ほどお話ししたと

おり、委託ではないタイプの協働もあるので、順番を入れ替えました。中身は変えていませんが、まず企画段階からの参画が必要ということから始めて、最後に職員の意識啓発が必要ということを書いております。

それから、14ページは、12月の審議会のときに見ていただいたものと少し変わっておりますが、もう少し広い視点で書いております。

それから、23ページのところは、気がついたところを少し足しているのですが、協働の理念や協働のルールの充実・発展といったことを書かせていただいております。

最後に24ページにまとめとして、庁内の全庁体制のことについて触れておいたほうが良いということもあって、追記しております。

以上が修正した箇所の部分ですが、これについてご意見いただきたいと思います。市の事務局のほうで庁内ではこういった議論があったということがあればお話しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(市民活動担当課長代理)

庁内で調整する中で一番苦慮したことは、協働という言葉の理解がさまざまであるということが、一番ベースになっております。**【基本編】**の最後のページに、いくつか**【実践編】**に盛り込むということで入って入りましたが、その中の「協働事例」であるとか、「協働をやっていく上での評価の基準」とか、「第三者評価委員会を作る」とか、**【実践編】**に書き込むことができなかつたことがありました。われわれとしましては、実際に実例を書くということで、大阪市協働推進連絡会議の作業部会と協働しているいろんな事例を集めました。そのなかでも様々にありすぎて、軸の設定というのがなかなか難しい状況でした。工程としては切り分けて、審議会からいただく答申としてなじむもので、なるべく実践的なものをあげております。

次に実例や協働の認識であるとか、そこでの契約を巡る様々な課題もあります。そういった具体的な実務にかかるものについては、職員づくりと体制作りの中にあります体制の整備の中で具体的に扱っていくということで、切り分けております。それは庁内の調整においても説明しているのですが、現在「地域から市政を変える」という大きな流れがあるなかで、区役所の側では地域に対応しているような立場の職員も一生懸命やっていくなかで、ぱっと見て明日から使えるといったような期待感があったということです。残念ながらそこまでは応えられなかつたので、その期待感に違和感がある中身になっているのなら、**【実践編】**という言葉は取るべきであるというご意見もいただいているところです。審議会としましては、審議会として出せる性格のものという限界性もありますので、今お示ししている案は、やはり**【実践編】**であるという立場で、提案しております。少しご意見いただきたいと思います。

(早瀬会長代理)

本来ならもう少し長い時間をかけて審議していくのですが、実質昨年7月から始めておりますので、現実的にはこのあたりが精一杯になります。委員の皆さまから何かご意見

をいただければと思います。特に内容面で修正部分だけでなく、ほかの部分もご意見があると思いますが、【基本編】のときに【実践編】を出しますということで、【基本編】とは大分中身の違ったものを出すのですが、いまのようなコメントも庁内からあるということです。

(有田委員)

【基本編】にはサブタイトルはありましたか。

(市民活動担当課長代理)

ありました。

(早瀬会長代理)

そういった意味では、流れに沿ったものになりますね。

(有田委員)

なぜこの質問をしたかという、「留意事項」というと、業務で気をつけることを書いているような感じがします。指針としてビジョンなどが含まれているのに、トーンが下がってしまう感じで残念に思います。ノウハウ本だと思われてしまわないかなと思います。

(早瀬会長代理)

ノウハウ本にはなっていないですね。

(有田委員)

メールで送っていただいた時から、「留意事項」という表現について代替案がないかなと思っていました。提言とか指針ということであれば、例えば「協働事業のプロセスと進め方について」がいいのかなと思いました。

(早瀬会長代理)

「進め方について」のほうがいいかもしれませんね。「留意事項」のほうがより実践的な感じがするので違和感があるかもしれません。われわれが作るのはこういったものということですとあれば、「進め方について」のほうがいいかもしれません。具体的には23ページに書いてあるようなことを参考にして進めてくださいといったことになりますので。今のご意見について、いかがでしょうか。

(楠委員)

私もそれについては賛成です。【実践編】という言葉の割に、具体的に内容が書かれておらずそぐわないというのは、逆に庁内の事情がわからないのでというところではありますが、私から見ると内容が整理されていていいのではないかなと思います。庁内にこれまでにこういった指針のようなものがあれば、これはマニュアルにはならないということになると思いますが、ないのであれば十分マニュアル的なものとしては意義があるのかなと思います。今回の表紙は大阪市市民活動推進審議会になっていますが、【基本編】を見ると大阪市になっていますが、この名称は最終的には大阪市になるということでしょうか。

(早瀬会長代理)

答申の時点では審議会の名前です。これを大阪市に答申していくことになります。

(楠委員)

答申したら大阪市のものになるということですね。逆に大阪市のものになれば、審議会で議論されたものだということは、表紙のようなどころには出てこないということですね。

(早瀬会長代理)

指針の中に出てきます。われわれは答申として大阪市に出して、中に資料のような形で審議会の中で審議されたものだというのがわかるような形になります。

(楠委員)

もう一つタイトルのことで細かいことかもしれませんが、【基本編】にはメインのタイトルに「大阪市協働指針」とあって、サブタイトルに「実りある市民協働」と書いてあるのですが、【実践編】ではサブタイトルに「協働事業のプロセス」とあるのですが、「市民」という言葉が入ってないのですが、それはいいのでしょうか。

(早瀬会長代理)

つまり、「市民協働」と「協働」と言葉が違っているということですね。

(市民活動担当課長)

少しよろしいでしょうか。タイトル等の部分につきましては、2月の市政だよりに記事投稿しております、記事の表現では今お渡ししている表現になっておりますので、タイミング的にご意見を踏まえるとすれば、パブリックコメントでいただくご意見と同時に反映することになります。

(早瀬会長代理)

われわれが答申を確定するのが、3月の審議会になりますので、今ご意見をいただいたタイトル等の部分は、最終の審議会のときにパブリックコメントの修正と合わせて修正しましょうということですね。

(市民活動担当課長)

それでは先にスケジュールのほうからご説明させていただきます。お手元に工程表をお示ししておりますが、工程表の下欄が本審議会のスケジュールになっております。本日の素案の確定を受けパブリックコメントを実施し、合わせて庁内の職員の意見公募を2月にいただくことになっております。パブリックコメントの期間としましては、2月2日から3月1日まで、一つの庁内のルールに基づいて1カ月間実施しております。パブリックコメントの期間終了後、3月上旬にワーキング部会でご審議いただければと考えております。そこで、パブリックコメントのご意見を指針に反映させていくことになります。それを経て、3月中頃に審議会を開催し、パブリックコメントのご意見への回答と合わせて答申をいただくよう考えております。その答申を踏まえて、本市では3月中には指針を策定してまいりたいと考えております。

(早瀬会長代理)

そうすると素案段階では、表題については市の広報の入稿の関係もあるのでこのままいくとして、3月の審議会のときに合わせて修正していきましようということになります。

(山田委員)

その時に楠委員がお話されていたように「市民協働事業」という形にするのかどうかということはどうでしょうか。

(早瀬会長代理)

「市民協働」か「市民協働事業」かどっちでしょうね。

(山田委員)

「市民協働のプロセス」でしょうね。【基本編】に合わせるのであれば。

(早瀬会長代理)

「市民協働のプロセスと進め方について」ですかね。【基本編】にある「実りある」というのもいいですね。

(有田委員)

【基本編】のタイトルに合わせるということであれば、「実りある市民協働」でしょうね。

(早瀬会長代理)

そうすると「実りある市民協働のプロセスと進め方について」ということですね。楠委員のご意見もありますが、明日から使えるマニュアルというのは難しいのですが、審議会としてわれわれが答申するときに、この【実践編】ということを出していくということになります。

(山田委員)

われわれが【基本編】の中に今後の検討項目に入れてしまったので、期待感を持たせてしまうことになったのですね。

(早瀬会長代理)

今から【基本編】の検討項目に入れていたQ&Aを作るのは難しいですね。余裕があったら入れてもよかったかもしれませんね。来年度以降にもしQ&Aを作ることになったら、再度諮問いただかないといけません。

ほかの部分についてはいかがでしょうか。特に11ページの6つの原則の部分ですが、【基本編】と並べていただくとわかりやすいのですが、【基本編】には9ページに6つの原則が記載されていますが、【基本編】の順番からいえば、1番目は情報公開から入っているのですが、【実践編】の順番からいくと4番目になっています。最初に話しましたが、委託ありきではないので、中身そのものを変えたということではなくて、順番を変えたこととなります。実際の作業とすれば、【実践編】の11ページのほうが、本来の部分に近くなっています。【基本編】のほうは作業の順番としてはおかしいので変えてみました。

(市民活動担当課長代理)

指針の中では、職員の意識を高めていくということと、NPOから事業の提案があっても受け止める窓口がないので、そういうレベルの仕組みを作っていきたいということは書かれているのですが、もっと大きな観点から大阪市全体の協働を進めていくような、大がかりな道を開くような部分がないということがいわれています。職員の意識が醸成されて

いないと窓口があっても駄目なのではないか、その改善を担保するような意味も含めて記述や方向性ということが書かれていないのではということでご指摘をいただいたのですが、これについては23ページの協働の理念やルールも深化するというような表現と、24ページのほうに、「行政内部の視点だけではなくて、市民に幅広く意見を求めるなどして、本来協働で行う方が効果があると思われる事業を浮かび上がらせ」といったような書き込みで、そういった方向性でやっていくということで、具体の仕組みまでは示せないけれども書きこみにしているというところです。

(早瀬会長代理)

一つ目のご意見などは、前向きのご意見で非常にいいことだと思います。

この後、パブリックコメントを受けてワーキングがあって、ワーキングでそういったご意見をどれだけ反映させられるか、盛り込めるかというところだと思います。

実際にパブリックコメントが2月2日からなので、日程的に非常に詰まっている感じですね。

(山田委員)

実際には、大阪市のビジョンと関係してくるところが大きいですね。

(早瀬会長代理)

そちらのほうに反映させてもらったほうがいいかもしれないですけど。とても前向きなご意見なので。うまくまとめられたらと思います。

(楠委員)

先ほどあった11ページの6つの原則の話はわかりやすいなと思います。【基本編】にすべて一致しているかということ、4番目と5番目が違うのかなと思います。この4番目と5番目は委託の話になっています。私は指針策定のワーキング部会に入っていないのでわかりませんが、8ページと9ページの定義で言うと一つの形態になっていて、委託のみになってしまうのかなと思うのですが、これは何か議論がありましたか。

(早瀬会長代理)

逆に言うと【基本編】の表現を変えられるかということになります。順番は変えても、文言は変えられないのではないかと。この場合の読み方は、「委託の場合には」ということになって、この4番目5番目は「委託の場合には」というような読み方にさせていただかないといけないかなと思います。

そういう意味でも、前回の12月の審議会でも【基本編】の部分を直したいという意見はあったのですが、パブリックコメントを受けて答申している内容なので難しい。確かに委託にかかった表現になっているので。

(楠委員)

網かけしていただいている「この「今回の6つの原則」は委託を中心とした協働を推進する場合の原則として」ということで、表の上に入れていただいていますね。これが今は網かけがあるからわかるのだけれども、網かけが無くなるとわかりにくい。今、早瀬会

長代理がおっしゃったように、四角の枠のところの見出しに事例みたいなこととかあればいいのではないのでしょうか。

(早瀬会長代理)

ここで特に「委託の場合には」とするのか、パブリックコメントの後に直すのか。逆に言うと(i)(ii)(iii)は共通の場合で、(iv)(v)は委託の場合に限った場合なので。パブコメが終わるまでに意見を出し合いませんか。

(楠委員)

もう一点は、これは市民活動推進拠点の話にもなってくるので、24ページのところの「(5)市民活動推進のための施設の整備」の2行目の「既存施設の転用」という言葉があるのですが、ここは本日の修正箇所ではないのですが、後ほどご説明のある拠点のワーキングの報告では、「既存施設の転用」とまでは言い切っていない。逆に提言の中でここまで言い切っているのかどうか。事前にちゃんとチェックしておけばよかったのですが。

(早瀬会長代理)

この辺は、市政改革上の基本原則に近いです。2つ目の話については、拠点の話の部分が大きいので、この点を除いて一旦【実践編】に関するものについては、これでパブリックコメントを出すものとして、拠点の話を進めておいたほうがいいと思います。

(有田委員)

11ページの原則はわかりやすくするために見出しを書いてくださいとご意見していて、修正されたものを見ると並び替えていただいたのはわかるのですが、タイトルだけをみると(i)と(ii)は区別が付きにくくなっています。「企画の段階からの参加・参画・協働」と「参画の機会の創設」とでは、違いがわかりにくい。2つ目は「公開性」ということを強調しているのではないかと思います。途中からの参入ができる仕組みということで。

(早瀬会長代理)

協働のプロセスと市民への公開などのほうがいいかもしれませんね。

(有田委員)

もう一つは、(i)のタイトルに「協働」はいらなと思います。「企画の段階からの参加・参画」でいいと思います。

(早瀬会長代理)

「協働」をぬくということですね。この箇所はパブコメ前に反映して、あとは本日のご意見とパブコメでいただくご意見を踏まえて修正していくということによろしいでしょうか。

それでは、2つ目の議題に入りたいと思います。「市民活動推進拠点のあり方」検討にかかるワーキング部会からの提言案の報告についてということで、有田委員からお願いしたいと思います。

(有田委員)

拠点の話については、前々回の8月の審議会以降に資料などをお示ししていないので、

8月の審議会以降に開催したワーキング部会の報告と合わせてご説明させていただきます。

拠点施設については、平成22年の3月に「中間とりまとめ」を提出させていただいて、その後は、市のほうで候補施設の検討を行っていただけてきました。

施設を検討いただくにあたっては、もう少し規模やスペースの具体的な数値が必要ではないかということになり、ワーキング部会で、本日の資料では17ページのところから具体的に数値を入れる作業をしてきました。それに基づいて市のほうで施設を検討いただいております。しかし、大阪市の財政状況等が関係してくるなかで、今度は数値が入っているほうが逆に足かせになっているというようなこともあり、より広く柔軟に候補施設を検討いただくために、もう一度、数値をはずして検討いただくということになり、ワーキング部会で検討してきました。

作業としては、私と事務局のほうで数値を外したものをワーキングに案として示しました。ワーキング委員の皆さんからは、絞り込んだ数値としては必要ないかもしれないけれど、参考値で私たちのイメージしている施設が、だいたいどれくらいの規模なのか、この機能を果たすためにはどのくらいの規模が必要なのかをこの提言を読んだ人がわかるようにしたほうがいいのではないかという意見がありました。具体的に部屋の数は何室必要かは外しましたが、市民活動をするには事務所としてはどれくらいのものが必要であるか、あるいはあまり大きな部屋は必要ないとか、大きな会議室を管理するにはコストがかかるというように、実際に施設を運営してきた経験からネックになっていることは外して、施設が機能を果たすために必要な規模のイメージを入れて修正しました。

また、昨年3月に「中間とりまとめ」を出して以降、大阪府からNPO法人の認証事務が大阪市に事務移譲され、大阪市内で既に受付が始まっているというような時間的な経過もありましたので、「する」といった進行形の表現を「した」といった表現に修正する作業も行いました。

その修正した部分が、本日の資料の網かけになっています。資料の前半部分はあまり修正はないので、皆さんに見ていただきたいのは、まず5ページです。8章に入れていた数値を外したので、具体的にイメージを持ってもらうために、「pia NPO」と「大阪 NPO プラザ」の施設概要を参考数値として入れています。

4章から7章については、変更はありません。

8章については、今ご説明した部分を外しています。そして、NPO事務所として、個室タイプと間仕切りによって区切られたもの、メールボックスやロッカーだけを利用されるもの、共同スペースとしてミーティングができるようなスペースや作業スペースについて、具体的な言葉を入れております。

貸会議室にしても、先ほど説明したように、どれくらいの規模がニーズも高く望ましいかということを入れ、大きな会議室は管理運営にコストがかかるので、近隣に大きな会議室がある施設があるのならば、それを視野に入れ、検討施設になくてもいいのではないかなというようにも入れています。

インフォメーションセンターについては、NPO 法人の認証事務が入ってきますので、インフォメーションセンターと連携して業務を行っていくというところが付け加えられています。

「その他」は、ワーキング部会の意見として、大阪市の市民活動施策については行政だけでなく、企業や経済団体や高等教育機関などあらゆるセクターが支援してくることが大切だということを示しておこうということで入れています。

最後の9章は、これまでは「検討を深めることが望ましい」ということで表現が止まっていたところを、「開かれた場で」という言葉を入れています。というのは、ワーキング部会委員の任期と審議会委員の任期がこの3月で終わってしまい、この後に決定した施設について審議会の委員が関わることがなくなるので、行政が検討されるにしても公開されたところで行われるようにということで、「開かれた場で」というところを強調させていただきました。

ワーキング委員の皆さんのご意見はいかがでしょう。

(松浦委員)

先ほどお話がありましたように、数字の面が定まってしまうと候補を選ぶことができないということがありましたので、庁内で検討を進めていただくために数字を外して資料としてまとめていったという流れがあります。

先ほどの「開かれた場」というのを原則として、本来、施設は10年20年と長い期間を踏まえて考えていくものだと思うので、なるべく立地だけではなく、よりよい環境を市民協働のなかで作り上げていくことができるようにということで入れている部分です。

(楠委員)

今のご説明のとおり、規模感の部分は参考となっています。もともとの大前提として、本来市民活動拠点が整備されるにあって、既存の施設程度には整備されることが市民活動の推進には不可欠であるという認識のもとで、ワーキング部会とこの提言の策定を進めてきました。逆に現実問題として、そういうことばかり言うてはいられないという部分もわかるので、そこは参考資料という形にしています。

規模の部分で、ある意味、財政的な制約があって全てよしとはなっていませんし、指針の「実践編」との関係もあるとはいえ、それではわれわれが市民の代表の委員として基本的な考え方というのを出すにあたり、市民活動の発展という本来の大前提の観点から考えるとすれば、今の施設の規模でも足りていますか、どうなのですかというところがあります。市民活動自体も増えてきて、これから「新しい公共」というのが大きな流れになっていく中で、施設の規模として不足していると思います。今お話することは、この提言の文章にまとめられることではないと思ったので、本日は委員の参考意見として申し上げます。市民意見としてもっと大胆に、こういった場で意見しておくべきだと思うので、行政的な文章に盛り込まれるのは難しいとしても、委員から意見として出され、それを解消するのに、いろんな方法があるのではないかとということも申し上げておきたい。

それでは足りない部分をどうやって整備していくのか。有田委員からもご説明があった20ページの「その他」の部分の話なのですが、行政だけで何とかしてくれということではなく、多角的なあり方ということに関して、もう少し大阪市に施策を持っていただかないといけない。ニーズが増えてきていて活動している皆さんも大変苦勞されている中で、じり貧になっていくのはよくない。大きく分けると、一つは一定行政の資産でやっていただかないといけない整備がある。しかし、それには限界がある。もう一つは、民間施設や民間の力を活用してやる方策があって、拠点に関してもそういう方策はあるのではないかと思います。

大きく分けるとこの二つになるのですが、行政資産といえば指針の【実践編】のほうでも私がお話した「既存施設の転用」というのが一つ。もう一つは、今回の議論には上がっていないのですが、既存の施設の多目的な複合利用ということもありえるだろうと思います。極端な話とすれば、大阪市役所という建物もうまく複合的に拠点として活用していく可能性も、ゼロではないと思います。

大きくはその二つになるのですが、もし民間施設を活用するとしたら、もっと大きな可能性があって、空き施設を活用していくことや、施設と利用情報などをマッチングしていくようなサービスや、あるいは市がそれを一定の保証とか権利関係の調整とかを斡旋したり調整したりすることもあると思います。三つ目が民間建築とか開発などをするとき、共有施設として市民活動施設の設置を誘導していくような施策もあるかと思います。市民局の範ちゅうとしてできない課題かもしれないですが、施策としてはそういうことがあります。もう一つ簡単な話では、施設の借り入れの際などに対して団体へ費用支援していくやり方や税制優遇などをするようなやり方もあると思います。現実として厳しいということが出てきたので、逆にそういう考え方もあるということも市のほうに考えていただいて、必要であれば整理していただきたい。今は参考意見とさせていただきます。行政のほうで市民活動は支援したいけれど、お金の部分が苦しいなと思ったときに、逆に今までの市民活動推進施策ではなくて、大胆な考え方としてこういうチャレンジもあるよねといったことも議論いただいてもいいのではないかと考えています。

(早瀬会長代理)

そうしましたら、今のようなご意見をいただくと、指針の「実践編」のほうは、「既存施設の転用」に「等による」を入れる。拠点のあり方の提言の20ページの「(4) その他」の考え方を受けた整理をする必要があると思いました。「等」で考え方の幅を広く持たせる必要があると思います。

(山田委員)

提言案を拝見させていただくと、かなり現実的なところに近付いてきているので苦勞して修正されているなということがよくわかります。

先ほど楠委員もお話されましたが、今回議論されている市民活動推進拠点の施設は、一か所で全部の機能が果たせなくてもいいのではないかと。複数でもいいのではないかと。まず

今回議論している拠点を大阪市がお作りになる。そして一定進めていくなかで、各所に必要に応じて拠点を増やしていく。新たに大きいものを設置するということではなくて、小さくてもいいので、先ほどお話しされたような形で実施されればいいのではないかと。一つの例として行政資産でも一般貸出していただいているようなところもあるので、空いているようなところに NPO などが入るときに、保証金だけでも控除してもらえそうな仕組みを作ってもらえたら、一つのところに大きな市民活動の拠点があるよりも広がりが出てくるのではないかと感じました。期限も迫っていてなかなか理想だけを言えないので、本当に活性化していくためには、一か所に大きなところがあるよりも、各所にいろいろとあるほうがいいのかと思いました。

(有田委員)

皆さんに説明し忘れていた大事な点がありましたので説明いたします。9ページの拠点施設の必要性の下から3行目の「施設及び施策全体」の必要性というのが、楠委員がお話されているところになります。施設だけでは補えないことを施策で対応することが必要だろうという部分を、ここに入れさせていただいています。「施策全体」という4文字ですけど大きなことなので、ご説明しておかなければと思いました。

(松浦委員)

ワーキング部会でまとめるのは違うかなと楠委員のお話も聞いて思ったのですが、「既存施設の転用」という部分で、学校施設の転用という部分もあるのかなと思います。0歳から15歳の人口が1年間に20万人減っていくという報告があって、今は保育園とかには待機児童が出ていますが、極端に言えば今後余っていくような人口構造になっていくので、11ページの「教育機関にとって」というところで、教育委員会のなかでも、そういう場所が余ってきたときに、空き教室をどう利用するかということが問題となってくると思います。そこが行政の資産なのでなかなか手が出なかったり、そもそも地域の寄付でなりたって市民が作ったのに市民が使えないというようなことが発生している地域があります。そういうことも意見としか言えないですけど、市民協働とは違う分野でソフト面とか、そういう考え方が広がっていけばいいかなと思います。「既存施設の転用」ももちろんあるのですが、「既存施設の活用」もあるのではないかと。転用を「活用」にするだけでどういう効果があるのかはわかりませんが、そういうのができていいのかなと思います。

(早瀬会長代理)

「転用等」でも「活用」も含まれるかもしれませんね。

(有田委員)

今の松浦委員のご提案は、大阪市は小学校の余裕教室は生涯学習ルームとして活用していますので、大阪市としては市民活動の場として使うこともできると思います。拠点という難しいかもしれないですが、社会教育委員会の「生涯学習計画」には、NPOや高等教育機関、企業との連携など「市民力を育む生涯学習社会づくり」が提言されています。

(楠委員)

11ページと12ページにかかるところに、割と詳しく「大阪市にとって」というところで、ワーキングの過程の中で事例も含めて入れてきたので、(2)に「市民活動推進拠点という主軸ができる」ことで更に広がるというようなことを書いていますが、「その主軸」が定まらないなというのが、現在の状況です。「その主軸」のところが絶対に厳しいという前提に立って市民もそれは認めたいうえで、では足りない部分をどうやって補っていくのですかということをお先ほどの説明にさせていただいています。

(早瀬会長代理)

想いは非常にわかります。ただ、提言としては文言に残るものではないので、指針の「実践編」の「既存施設の転用」のところには「等」は入れないといけませんね。そうでないと、転用しかないようなことになってしまうので。

(楠委員)

逆にこの拠点施設の提言の文章には、「既存施設の転用」というキーワードは出てこないのはいいのですか。作法の部分になるので、私はちょっとわからないのですが。

(安全・市民活動担当部長)

21ページの最後のところを考慮させていただいています。

(早瀬会長代理)

「公有財産の活用について」というところですね。

(安全・市民活動担当部長)

この文章の中で、「既存施設、あるいは遊休施設の有効活用が検討されると思われるが」ということで、緩やかな表現にまとめていただいております。

(早瀬会長代理)

拠点の議論で出た指針に関係する部分も踏まえてパブリックコメントをかけていただいて、3月の下旬の最後の審議会の際に、答申としてお渡しすることになります。

(有田委員)

協働指針ですが、24ページの(5)は、拠点の提言の表現に合わせたほうがいいのではないかと思います。拠点施設の提言の21ページの(2)の「公有財産の活用について」の「既存施設、あるいは遊休施設の有効活用」の表現にするほうがいいのではないのでしょうか。

(早瀬会長代理)

「既存施設、あるいは遊休施設の有効活用等による」という表現に直すと。つまり拠点の提言の21ページと全く同じ表現にしてしまう。「等」は入っていませんが、「等」が入ったほうがより柔軟な考え方になるので。

(市民局長)

拠点の提言は詳しい記述の文章なので、詳しく書いていただいておりますが、文章の前のほうでは割と短い文章にまとめていますので、「既存施設の転用等」くらいで表現できて

いるのではないかと思います。文章上のバランスを見てみますとこれで表現し尽くされているのではないのでしょうか。

(早瀬会長代理)

遊休施設の活用という表現は自治体で使えますか。遊休施設という言い方はかなり慎重に使わないといけないところではないかと思います。遊休ではない、遊んでいる施設ではありませんよといわれると思いますので。そういう意味では「等」だけでもいいかもしれませんね。どちらにしても意味は同じことなので。

(楠委員)

事実確認だけですが、そういう意味では協働指針の24ページのところの(5)の施設の整備というのは、今回の拠点のあり方の施設に限らず、指針自体がマニュアルになるという話であれば、区の職員や関係機関の皆さんの市域全体に関係しているということなのか、今回議論している中心的な拠点のことなのか、どちらでしょうか。

(早瀬会長代理)

このイメージは中心的な拠点のイメージではないのでしょうか。

(楠委員)

この24ページの(5)のところですね。今回の拠点のイメージだけなら「既存施設の転用等」でいいのですが、もし広い意味でとなつて市の行政域全体の話なら、市の事務所の一角を貸してあげることもあるかもしれませんし。

(早瀬会長代理)

逆に主軸となる拠点の提言もあるので、逆にここは手に入れたいほうがいいと思います。

提言案のほうもありますので、何度も確認しますが、「既存施設の転用等」という表現にまとめたいと思います。

指針の【実践編】のほうはパブリックコメントを受けて修正も入ると思いますので、本日文章を確定されることはないのですが、拠点の提言案のほうは本日の審議を受けても文章の変更はないので、これで確定になります。それでは、これを持って提言にさせていただきます。それではお渡しさせていただきます。

平成23年1月25日、大阪市市長平松邦夫様、市民活動推進拠点のあり方の基本的な考え方について、本審議会に対する市民活動団体等との行政の協働の推進の指針等市民活動の幅広い推進策への諮問に関わり、審議を進めてきた標記について、別紙のとおり提言します。

(市民局長)

ただいま、市民活動推進拠点の基本的な考え方についてご提言を頂戴いたしました。本審議会とワーキング部会の委員の皆さまには、長い間お時間をとっていただき、また十分にご審議をいただきましてありがとうございます。頂戴いたしましたご提言につきましては、大阪市における市民活動を推進していくうえで重要な役割を果たすものだと考えております。

それから先ほど、ご指摘いただいたご質問についてですが、本年から新たな市政改革の始まる年となっております。非常に厳しい財政状況ではありますが、こうした施設につきましても機能面や施設面等の幅広い検討をする必要があると思っております。また、個別の施設ということではありませんので、いろいろな施設を位置付けながら検討をすることが大事になってまいります。本日のご指摘の趣旨の意味も十分踏まえて、今後も検討を進めてまいりたいと思います。よろしくようお願い申し上げます。ありがとうございました。

(早瀬会長代理)

ありがとうございました。そうしましたら、ほかに何かありますでしょうか。

(楠委員)

ちょっと気になったので、念のために確認なのですが、提言を渡してしまってからであれなんです。9ページに施設管理者はそれぞれ大阪市、大阪府と表現されているのは、それは間違いないのですか。

(市民活動担当係長)

管理主体と施設の主管が違いますので。

(楠委員)

行政財産なのということですね。先ほどの説明と矛盾しないかなと思っただけなので、わかりました。

(市民局長)

家主は株式会社なので連動はできませんがということです。

(有田委員)

私たちが任期が3月までなので、答申を出せてよかったではなくて、次回には言い残したいことを考えてきましょうね。

(早瀬会長代理)

次回には最後にみんなで一言ずつ言いましょうねということですね。ご意見をいただいて、次に託すというような。

(有田委員)

この答申を前向きに進めれるような意見を残しておいたほうがいいと思いました。

(早瀬会長代理)

市からいただく案内にそういうことが書いてあったら変なので、どうでしょうか。

(有田委員)

というのも、私たちは議題も受け身になっているので、審議会委員は当然かもしれないですが、最後ぐらいは私たちから提案をしてみましようといったことです。

(早瀬会長代理)

第16回の次回の審議会のときに、こんな議論をしたらいいのではないかとということ、日程が決まってから早めに事務局に言うておけばいいですね。次回審議するのも、パブコメを受けて修正箇所の確認だけになるので、修正が多ければ時間もかかるのですが、2

時間もかかることはないと思うので、そういう議論もしていければと思います。

(松浦委員)

審議会の委員自体はどうなるでしょうか。

(安全・市民活動担当部長)

それはまだ決まっておりません。

(松浦委員)

それは3月にはわかるのですか。

(安全・市民活動担当部長)

それはちょっとわかりません。松浦委員のように市民公募する時間もかかりますし、いろいろ手続きを取っていくことがありますので。

(早瀬会長代理)

途切れずに続くというのは少ないということですね。

(安全・市民活動担当部長)

そうなります。この審議会のスタート自体がイレギュラーでスタートしていますので、あまりその点は気にすることなく入っていただいたのですが、公募をしないといけなかったりするので、途切れてしまうのは手続き上として起こってしまう。

(市民活動担当課長代理)

それでは、前後するのですが、指針の「実践編」のほうの修正箇所の確認をしていきたいと思います。

(早瀬会長代理)

先ほどもありましたように、こちらの指針のほうの11ページの協働事業の四つの原則なのですが、本文そのものはいいのですが、標題のほうを修正します。「協働のプロセスの公開」というのと、一番の「企画の段階からの参加・参画」ということで協働を抜くということにいたします。

それから24ページのところで何度も確認しましたが、「既存施設転用等」ということで、転用だけには限らないということにいたします。この2つの部分を修正したものを原文としてパブリックコメントをかけていただくことにいたします。そのうえで、サブタイトルの「実りある市民協働のプロセスと進め方について」をパブリックコメントの意見反映と同時に修正します。サブタイトルについてもパブリックコメントでもっといいものが出てくるかもしれないので、その時はまた検討しましょう。

(楠委員)

形式的なものなのですが、本日の議論というのはどちらにしてもパブリックコメントに反映するのですか。

(早瀬会長代理)

一番いいのはわれわれがパブリックコメントを出すというのがいいですね。パブリックコメントは委員が出したら駄目だということはないですね。

(市民活動担当課長代理)

市民としてということですね。

(安全・市民活動担当課長)

いいとは思いますが、変ですよ。

(早瀬会長代理)

たまたま私は「新しい公共支援事業」運営会議の委員をしているのですが、あちらも1月4日がパブリックコメントの締切日だったのですが、委員も1月4日までに出してと言われました。当日発言したことを文書にして出してくださいということがありました。だから、当日の資料としては、パブリックコメントの資料と委員の意見集約用紙がありましたね。

(安全・市民活動担当部長)

審議会としての意見を反映するのはいいとは思いますが、審議会の委員さんがパブリックコメントを出してくるといのはどうかなと思います。審議会の委員の意見として出していただければいいですが、一個人として出されるのはどうなのかなと思います。

(楠委員)

今日の審議で文書が直せないということなら、形式論として意見が宙ぶらりんになってしまうのではないかなと思ったので。

(早瀬会長代理)

そうしたら、次回の審議会までにわれわれも気が付いたことがあれば、委員の意見として出してもらいましょうか。

(楠委員)

それなら、今日の議論は次回への申し送りということでいいですね。

(市民活動担当課長代理)

早瀬会長代理ありがとうございました。また、委員の皆さま長時間お疲れ様でした。次回の審議会は3月中旬の予定になっておりますので、指針策定のワーキングを3月上旬に開催してまいりたいと思います。それでは本日はこれで終了したいと思います。